

障害児送迎の安心・安全対策事業費補助金 にかかるQ & A (051020現在)

補助要綱やQ & Aに記載のない疑問点については、県障害者支援課（電話番号：048-830-3317）に御相談ください。

1 対象事業所について

Q 対象となるのは、どこに所在する事業所か。

A この補助金の対象となる事業者は埼玉県内で事業所が存在する事業所ですが、政令市（さいたま市）と中核市（川越市、越谷市、川口市）にある事業所は対象外ですので、それぞれの市に申請してください。

Q 補助事業の対象となる障害サービスは何か

A 障害児通所支援事業を運営している事業所が対象ですが、補助事業の内容により、対象となるサービスが異なります。

①送迎用車両の改修支援事業は、「児童発達支援（センター含む）及び放課後等デイサービス」が対象となります。

※障害児の送迎を目的として自動車を使用する事業者が対象です。

②登園管理システムの導入支援事業は、「児童発達支援（センター含む）」が対象となります。

③ICTを活用した障害児の見守り支援事業は、「児童発達支援（センター含む）」が対象となります。

Q 市町村等が行う事業も対象となるのか。

A 社会福祉法人やNPO、営利法人のほか、市町村、一部事務組合及び広域連合が行う事業も対象となります。

2 補助基準額、補助率等について

補助事業名	補助基準額	補助率
送迎用車両の改修支援事業	1台あたり17万5千円 (上限額) ※当面の間は17万5千円を上限額とするが、予算の執行状況により、上限額が減額となる場合がある。	対象経費の10/10
登園管理システムの導入支援事業	1事業所当たり20万円(併せて端末購入を行う場合:70万円)(上限額)	補助対象経費の4/5以内
ICTを活用した障害児の見守り支援事業	1事業所当たり20万円 (上限額)	補助対象経費の4/5以内

3 補助の対象となる経費について

Q 補助対象となる設備、経費などは何か。

①送迎用車両の改修支援事業

- ・送迎用車両の改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料(※)、導入費用
- ・事故防止安全管理装置は、国土交通省策定のガイドラインに定める性能基準を満たしているもの。(こども家庭庁HPリスト掲載装置に限る)
- ・送迎用車両1台につき装置1台を設置することとし、送迎用車両の数以上の購入をする場合は事業対象外。
- ・対象車両となる車両は、障害児送迎のために運行する自動車(2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。)

- ・本体装置以外のオプションで追加できる機能（例：SOSボタン）は補助対象外。

※リース料については、事業申請年度の年度末（3月31日）までの分のみが対象。

②登園管理システムの導入支援事業

登園管理システムの導入支援事業を実施するために必要なシステムの導入費用、機器の購入費、工事費等

月額使用料、リース料、通信費、保守料等は対象外

- ・障害児の安全確保を目的とした登園管理に係るシステムを対象としており、業務管理システムは対象外。
- ・安全確保に向けた取り組み強化につながらないシステム、備品等は対象外であるため、登園管理を対象とした取組に必要なもののみを切り分けて申請すること（切り分けができない場合は対象外）。

③ICTを活用した障害児の見守り支援事業

ICTを活用した障害児の見守り支援事業を実施するために必要なシステムの導入費用、機器の購入費、工事費等

月額使用料、リース料、通信費、保守料等は対象外

Q 補助申請額には消費税を含めてもいいのか。

A 原則として消費税額を含めない金額で申請をしてください。

やむを得ず消費税額及び地方消費税額を含めて申請した場合は、補助事業完了後に消費税額等の申告により当該消費税額等が確定したときに、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を提出し、当該仕入控除税額相当額を県に返還してください。

Q 設備の導入は任意なのかそれとも必須か。

A 送迎用車両（2列シート以下は除く）への安全装置については、令和5

年4月から設置が義務化され、設置が必須となるので、猶予期間の令和6年度3月末までの導入が必要です。（本補助事業は令和5年度で終了します。）

また、登園管理システムの導入とICTを活用した障害児の見守り支援については、実施は任意です。

Q 当事業所の送迎車両は2列目までは通常の座席だが、3列目以降は車イス用のスペースとなっているが、安全装置の設置義務があるのか。

A 原則として、安全装置の設置義務対象となります。

なお、2列目及び3列目が車イス用のスペースとなっている場合で、判断に迷う場合は、県障害者支援課にお問い合わせください。

Q 補助事業の対象時期は、いつ以降に導入したものが対象になるのか。

A 事業開始時期として、令和4年9月5日以降に導入した設備等が対象となります。

Q 当法人は複数事業所を運営しているので、事業所ごとに、別々に申請してよいか。

A 同一法人で埼玉県が申請先となっている事業所は、原則として、各事業所を一つの申請書類にまとめ、1回で申請してください。やむを得ず、導入時期に期間が空いてしまう場合などは、分けて申請することも可能です。

Q 申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類（写し）の添付が必要か。

A 支出した費用に係る領収書等の証拠書類（写し）の添付が必要です。

Q 設備を導入したことを証する書類としては何が必要か。また、支払いが完了したことを証する書類は何か。

A 導入については納品書か完了届など（設備の購入だけではなく、設置したことが確認できる書類）で確認をします。スキャンした電子データを申請書に添付してください。支払いについては、領収書またはそれに代わるものの電子データを添付してください。なお、納品書や完了届には、設置した送迎車両安全装置の認定番号（例：A-001）を記載してください。

Q 領収書の宛名は法人名でよいか。

A 領収書の宛名は、法人名に加え事業所名を記載してもらってください。宛名が個人名の領収書は受け付けることができません。
※クレジットカードを使用した場合などで、領収書の宛名が法人の代表者など個人にならないよう注意してください。

Q リース車両に安全対策装置を取り付けた場合でも補助対象になるか。

A 事業所が購入した設備をリース車両に設置した場合は、購入及び設置にかかる費用が補助対象となります。リース会社がリース会社の保有する車両に設置した場合は、事業申請年度の年度末までのリース料のうち、安全装置に係るもののみが補助対象となります（安全装置に係るリース料が明確に算定できる場合に限る）。

Q 車内を見えやすくするため、車窓のラッピングをはがすつもりだが、安全装置の費用に含めてよいか。

A 安全装置の補助対象となるのは、ガイドラインに定める性能基準を満たした機器の購入・設置にかかる費用のみですので、その他の改修等の費用は補助申請額に含めないでください。

Q 児童発達支援の室内改修に併せて、登園管理システムを導入するつもりだが、補助申請できるか。

A 室内改修の費用から、登園管理システムの設備とその設置に係る費用が明確に区分できるのであれば、補助申請可能です。

Q 「子どもの見守り支援システム」に「登園管理システム」が含まれる場合、補助申請はできるか。

A 機能に着目し、切り分けて申請してください。切り分けられない場合は、いずれかの事業として申請することは可能です。